

企画競争説明書

業務名称：エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト フェーズ2

調達管理番号：22a00922

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月8日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年4月 ～ 2027年10月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年4月 ～ 2025年7月

第2期：2025年8月 ～ 2027年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

第2期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月14日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年2月14日 12時
3	質問への回答	2023年2月17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年3月3日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年3月14日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「エジプト国経済開発のための市場志向型農業プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a0086501010）の受注者（アイ・シー・ネット株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3)参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_ (法人名)_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合 GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト フェーズ2」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

エジプトでは、農業セクターがGDPの11.5%（世銀2020）、労働人口の20.6%（世銀2019）を占め、増加する人口への食糧供給や雇用確保の観点から重要な産業に位置づけられている。カイロ以南のナイル側流域（上エジプト）では、農業セクターの就業者数が55%を超え（USAID 2021）、同地域の農業の中心地帯ともいえるミニア県、アシュート県では、小規模農家がすべての農家の大多数を占めている。農業セクター就業者には貧困層が多く、農業生産性を向上させ農民の所得と生活水準を向上させることが、包摂的な成長の観点から重要な課題となっている。

エジプト政府は、持続可能な開発戦略「エジプトビジョン2030」で優先課題として貧困の削減と地方間格差の解消を挙げている。また、農業土地開拓省は「持続的農業開発戦略2030年」の中で、「継続的かつ早急に成長するダイナミックな農業セクターに基づく、貧困層の救済、地方の貧困削減に配慮した総合的な経済・社会開発の達成」をビジョンとし、国内市場と国際市場の両面で農産物の競争力向上、農村での生活改善と貧困率の低減などを戦略として掲げている。さらに政府は、農村部の住民や貧困層に対する生活の質の改善を目的とした事業「ハヤカリマプログラム」を実施しており、援助機関に対して同プログラムへの積極的な支援を呼びかけている。

JICAは2010年から2012年までミニア県とアシュート県を対象とした開発計画調査型技術協力「農産物流通改善を通じた上エジプト農村振興プロジェクト」（IMAP）を実施し、小規模農家の所得の向上を開発目標としたマスタープラン（M/P）の策定と実証調査を通じて、中央と対象県の農業行政職員の計画策定・事業実施に関する能力向上を支援した。策定されたM/Pでは、「小規模農家が市場のニーズに基づいて生産・加工し、より高い価値で生産物を販売する」という開発戦略のもと、生産から販売に至る様々な開発プロジェクト群が提案された。これを受け、2014～2019年にミニア県とアシュート県を対象に、市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture

Empowerment & Promotion。以下、「SHEP」という。)アプローチに基づいた小規模農家の経営を改善し、これを支援するために、行政による普及システムの強化、普及員と農協職員の能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」(Improving Small-scale Farmers' Market-oriented Agriculture Project (ISMAP)。以下、「先行プロジェクト」という。)を実施した。対象小規模農家は市場ニーズに基づく園芸作物の栽培を実践できるようになり、結果的に農業所得の向上を達成した。上エジプトの農村部では女性が外で農作業を行うことを恥と捉える文化や伝統的な男女隔離規範が根強いが、プロジェクトは女性が参画しやすい独自のジェンダー主流化アプローチを開発し、農村女性の社会的地位向上にも効果が見られた。農業土地開拓省は、この成果をより波及させるため、農業土地開拓省農業サービスフォローアップ局農業協同組合中央管理部(CAAC)に、ISMAPアプローチ¹を県普及所に指導する専門ユニット(以下、「ISMAP実施ユニット」という。)と女性支援ユニットを立ち上げ、プロジェクト終了後も協調して活動を続けていたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予算措置もできず活動が計画どおり実施できない事態に直面している。こうした課題に対応するため、同省は、コロナ後を見据えてISMAPアプローチの改良や同省の能力強化に取り組み、市場をより意識した農業セクターの開発を目指す技術協力「エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト フェーズ2」(以下、「本プロジェクト」)を要請した。

本プロジェクトは、コロナ禍での課題やコロナ後の市場や流通の変化に対応した新たなニーズの特定を通じて、ISMAPアプローチの内容の見直しや水平展開できるよう、ISMAP実施ユニットや女性支援ユニット、普及員や農協職員の能力強化、関係機関との実務的な連携・協調を目指すものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、上エジプト地域のミニア県、アシュート県、ソハーグ県とデルタ地域の1県で、先行プロジェクトで開発されたISMAPアプローチの改訂・実践、関係機関やプログラムとの連携を通じた農業普及計画の策定・実施により、小規模農家の生活改善に資するエジプト全土に普及可能なISMAPアプローチを確立し、もって農村コミュニティの生活を改善するためにISMAPアプローチの全国実施を促進することに寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト・対象地域名

ミニア県、アシュート県、ソハーグ県、デルタ地域(ダカーリア県が候補)

(3) 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：対象4県・地域の小規模農家の内、1000人程度²、農協、普及員、

¹ エジプト農業土地開拓省とJICAが推進している小規模農家と女性を対象にした農業普及アプローチ。作って売るから売るために作る農業へと小規模農家の意識変革と行動変容を促すSHEPアプローチが原型である。

² 先行プロジェクトと同様、アシュート県は11郡、ミニア県は9郡の計20郡で各郡1村選定

対象県ISMAP実施ユニット職員、CAAC/ISMAP実施ユニット職員・
女性支援ユニット職員
最終受益者：直接受益者の周辺農家

(4) プロジェクト期間

専門家の到着から4年間（2023年11月～2027年10月を予定（計48カ月））

(5) 実施体制

和：農業土地開拓省農業サービスフォローアップ局農業協同組合中央管理部
（CAAC）

ISMAP実施ユニット・女性支援ユニット

英：ISMAP Implementation Unit / Women Support Unit, Central Administration
for Agriculture Cooperation, Agricultural Service and Follow Up Sector,
Ministry of Agriculture and Land Reclamation

(6) 上位目標

ISMAP アプローチが、農村の生活改善のためにエジプト国内で実践される。
指標と目標値³は以下のとおり。

指標1 対象県を除く少なくともX県がISMAPアプローチを実践する。

指標2 X件の事例で、関係機関やプログラムと協力のもとISMAPアプローチ
が実践される。

指標3 少なくとも対象小規模農家のX % が、ISMAPフェーズ2の対象県で
ISMAPアプローチを継続している。

(7) プロジェクト目標

小規模農家の生活改善に資する全国に普及可能なISMAPアプローチが確立され
る。

指標と目標値は以下のとおり。

指標1 対象小規模農家のX% 以上と対象女性のY %以上が、ISMAPアプロ
ーチの導入により農業所得が向上する。

指標2 少なくとも対象小規模農家の X %と対象女性のY%が、ISMAPアプ
ローチを採用している。

指標3 少なくともISMAP実施ユニットと女性支援ユニット、農業普及員、農
業組合職員の X % が、ISMAPアプローチの研修講師として育成され
る。

し、それぞれの村で30～40人の小規模農家を対象にした場合、受益農家数は600～800人である。両県の小規模農家は800人前後、加えて女性を対象にした経済活動の受益者が100人程度、残り80人がソハーグ県とダカリーヤ県の小規模農家、加えて同2県の女性を対象とした経済活動の受益者が20人という試算をした。

³ 上位目標及びプロジェクト目標の指標の目標値（X、Y）に関しては、プロジェクト開始後6カ月を目途に設定する。

(8) 成果

- 成果1 既存のISMAPアプローチの成果と課題が明らかになる。
- 成果2 ISMAPアプローチが改訂され、実施される。
- 成果3 農業普及計画が関係機関や関係プログラムの協力を通じて、立案・実施される。
- 成果4 ISMAPアプローチの経験・教訓が、農業土地開拓省の主導によりエジプト国内や中東諸国、近隣国に共有される。

(9) 活動

- 1-1 アシュート県とミニア県の農業協同組合のアクションプランの進捗状況や小規模農家の現状をレビュー、分析する。
- 1-2 ソハーグ県とデルタ地域の対象1県の小規模農家や農業協同組合の現況についてレビュー、分析する。
- 1-3 活動1-1と1-2の結果について、対象県やISMAP実施ユニット、女性支援ユニットのカウンターパート(C/P)らと共同ワークショップでレビューする。
- 2-1 既存ISMAPマニュアルや技術マニュアル、研修教材をレビューする
- 2-2 優先課題を特定し、研修教材を改訂する。
- 2-3 選定基準と各県農業局の普及計画に沿って、対象農業協同組合と対象小規模農家を選定する。
- 2-4 小規模農家と女性向けの優先課題を含む一連の活動**を、ISMAPアプローチを通じて実施する。
(**農業ビジネスダイアログ、市場調査、営農計画に関する研修、ベースライン調査、営農計画フォローアップなど。)
- 2-5 改訂研修教材を用いて普及員と農業協同組合職員に対する研修講師育成研修を行う。
- 2-6 改訂研修教材を用いて小規模農家と女性に対する農業技術研修を行う。
- 2-7 普及員、農業協同組合職員、ISMAP実施ユニット職員による小規模農家の営農活動をモニタリングする。
- 2-8 上記の活動をもとに、改訂版ISMAPアプローチを最終化する。
- 3-1 対象県の農業普及計画の進捗状況をレビューする。
- 3-2 ISMAP実施ユニットと女性支援ユニットの支援のもと、対象県ISMAP実施ユニットが予算獲得のために必要な活動を特定する。
- 3-3 各対象県で、ISMAPアプローチの経験・教訓を関係機関で共有するワークショップを開催する。
- 3-4 対象県で農業普及計画と予算を策定する。
- 3-5 当該会計年度の農業普及計画の進捗状況と次年度の予算を含む計画について、対象県の関係者を対象とする共同ワークショップでレビュー、共有する。

3-6 ISMAP 実施ユニットと女性支援ユニットにより、ISMAP アプローチの普及計画を策定する。

4-1 国レベルの関係機関を対象に、ISMAP アプローチの経験・教訓を共有するためのワークショップを開催する。

4-2 中東諸国や近隣諸国の関係者を対象に、ISMAP アプローチの経験・教訓を共有するための研修やワークショップを開催する。

4-3 ISMAP アプローチを普及させるための広報活動を実施する。

第4条 業務の目的

小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクトフェーズ2に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（Record of Discussion：R/D）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、第3条（1）のプロジェクトの目的を達成する。

第5条 業務の範囲

（1）本業務は、2022年9月5日に締結したR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に記載する業務を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

（2）コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がエジプト国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

（3）コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、エジプト国側関係者に説明・協議の上、提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）エジプトのマクロ政策との整合性

エジプト農業土地開拓省(MALR)は2009年に策定された「持続的農業開発戦略2030年」の中で、「継続的かつ早急に成長するダイナミックな農業セクターに基づく、貧困層の救済、地方の貧困削減に配慮した総合的な経済・社会開発の達成」をビジョンとし、国内及び国際市場における農産物の競争性の向上、農村における生活水準の改善及び貧困率の軽減等を戦略として掲げている。また、2020年に更新された同戦略のミッションとして、「開発資源の効率的な利用や地政学・環境の優位性を活用し、農業生産地域の多様性を通じた食料安全保障と農村住民の生活の向上と栄養改善に基づく農業の近代化を推進する」ことを明示している。具体的な戦略目標としては、①食料安全保障と栄養改善の達成や農産物輸入量の削減、②持続可能な農業の強化、③農村部の貧困削減と生計向上や生活改善、④気候変動への対応と緩和策の適応、⑤国内・国際市場での農産物競争力の向上、⑥若年層や女性を特に対象とした農業就労支援、の6つが設定されている。本プロジェクトの成果が継続し、拡大するためには、

マクロ政策や関連施策との整合性が求められることから、地方での活動のみに集中するのではなく、MALR 幹部と定期的に意見交換を行い、マクロ政策と関連施策の進捗を確認し、併せて本プロジェクトの進捗状況や成果を共有するよう留意する。

また、ハヤカリマプログラムは、2030 年までの開発過程で「誰も置き去りにしない(leaving no one behind)」ことを実現するため、2019 年にエルシーシ現大統領が発表した国家事業である。同プログラムの目標として、特に上エジプトや周辺農村部の最貧の村約 5000 村を対象に、インフラ整備や基本的サービスの提供、教育や保健サービスの促進、雇用の提供、女性のエンパワーメントなどを通じて、生活の質を改善していくことを目指している。MALR の恒常的な予算不足のなか、同プログラムはセクター横断的な国家事業のため多方面から投資が期待されており、予算措置される見込みである。本プロジェクトで ISMAP アプローチを習得・実践した小規模農家が利用できる農作物の出荷所の整備支援を同プログラムを通して行う等、具体的な連携を模索し相乗効果を図る。

(2) ISMAP アプローチの簡素化

先行プロジェクトにおいて確立された ISMAP アプローチは、SHEP アプローチを原型とした小規模農家及び女性対象の農業普及アプローチであり、農業ビジネスダイアログ、市場調査、営農計画に関する研修、ベースライン調査、営農計画フォローアップ等の活動を通じ、市場志向型農業を実践することで、農業所得の向上を目指すものである。

本プロジェクトは、先行プロジェクトの成果や課題をふまえて、全国に普及可能な汎用性の高い ISMAP アプローチの確立を目指している。ISMAP アプローチを各県農業局の傘下の普及員や農協職員、その他の援助機関や NGO などの関係機関が採用し、多くの小規模農家や女性に対して普及できるシンプルな内容となるよう留意が必要である⁴。

(3) ジェンダー

本プロジェクトにより、農村女性を含む小規模農家において、市場志向型農業の実践を通じ、所得の向上が期待される。特に一般的に女性の所得は男性に比べ、もともと低い傾向にあるため、本プロジェクトの介入により伸び率が高くなることが予想される。実施に際し、特別な配慮を要する対象者を特定し、そのニーズを理解したうえで、無理なく公平に活動に参加できるよう配慮する。具体的には、ベースライン調査の際には男女毎のデータ収集を行い、またジェンダー分析を実施し、対象地域における男女の役割・責任分担やコミュニティ内・世帯内での意思決定のなされ方などの実態を明らかにする。この結果を踏まえ、男女が公平に協働して営農活動を推進していくためのジェンダー啓発や、女性のニーズも踏まえた技術選択、必要に応じて、女性の労働負荷軽減に資する取り組みを行う等のジェンダー視点に立った活動を組み込む。先行プロジェクトの ISMAP では、男女隔離規範や家父長制が根強いエジプトの地域社会で、女性普及員がプロジェクト活動をファシリテートし、上エジプトの女性の能力を強化するうえで重要な役割を担ったとされていることから、女性の支援を行う場合、女性人材の育成（女性の職員や普及員を含む）を支援することを検討する。

⁴ 全国普及を念頭においた、汎用性の高い ISMAP アプローチを確立するにあたっての改良事項及びその確立の方法について、プロポーザルで提案してください。

また本プロジェクトでは、先行プロジェクトの成果もふまえて、小規模農家とは別に女性を対象グループとして設定し、女性の市場ニーズに基づく経済活動への参加をきめ細やかに支援していく。上エジプト地域で保守的で伝統的な価値観や習慣が根強い地域では、男女ともに活動することや屋外での女性の営農活動の参加を認めていない場合が多いため、研修を男女別に実施するなどの配慮や屋内で従事できる活動の支援を重視するなど、当該地域のジェンダーニーズに沿う形で支援する。女性の経済活動への参加を促進するためには、女性のエンパワーメントだけでなく、夫をはじめ男性側の理解が不可欠のため、オリエンテーションや研修では、ISMAP アプローチの概念だけでなく、先行プロジェクトでの優良事例など、具体的な経験やノウハウの共有を積極的に進める⁵。

（４）他ドナーとの連携と期待される相乗効果

上エジプトの対象地域では複数のドナーが融資プログラムを提供しているが、これらの活動は、本プロジェクトで実施する小規模農家や農協に商業的な作物栽培や農業活動に関わる投資を促す有力な資金源となりうる。多くの他ドナーが園芸作物の加工、販売促進に集中しており、本プロジェクトとの補完性があり相乗効果は高いため、積極的に他ドナーの取り組みを活用する。

特に、国際農業開発基金（IFAD）は、本プロジェクト対象地と同じミニア、アシュート、ソハーグの3県を対象に「農業レジリエンスのための持続可能な変革プロジェクト」を実施予定であり、連携できる可能性が高いことから、IFADのプロジェクトのC/PやIFAD職員を本プロジェクトの研修に招待する等して、IFADのプロジェクトへのISMAPアプローチ導入を促進することで対象農家を拡大することも検討する。また、国際連合工業開発機関（UNIDO）がデルタ地域で支援するプロジェクトも連携対象の一つである。同プロジェクトでは、デルタ地域にトマトの加工工場の運営を支援するとともに、トマトを出荷する農家への間接的な介入も視野に入れている。同プロジェクトの進捗を確認したうえで、本プロジェクト対象農家とのマッチング等、先方担当者と具体的な活動について検討する。その際、財政確保しながらISMAPアプローチの面的普及のために具体的にどのような連携・協力が可能か、持続性の担保の観点から、農業省や対象県の農業局が主体的に取り組めるよう支援する⁶。その他、受注者は、JICAエジプト事務所と協力してドナー会議等に参加し、情報収集・意見交換を行い、併せて本プロジェクトの成果等の発信を行う。

（５）過去の我が国の協力による知見の活用

先行プロジェクトの ISMAP では、SHEP アプローチの促進のためには、成功事例を示して農家間普及を行うことが有効であったという教訓が得られている。同様の教訓はパレスチナの類似案件でも見られており、水平展開のためにはカウンターパート機関と農家の負担にならないよう、低予算・低負担のアプローチが望ましいとされ

⁵ ジェンダー視点に立った活動の工夫について、プロポーザルで提案してください。

⁶ ISMAPアプローチ普及に向けた外部資金の取り込み方法について、プロポーザルで提案してください。

ている。本プロジェクトでは、成功事例を蓄積し、予算が限られていても可能な活動を優良事例として共有することに留意する。

また、エジプト国「ナイルデルタ地域上下水道公社運営維持管理能力向上プロジェクト」（事後評価 2018 年）では、専任の通訳に加えてプロジェクトの調整員兼通訳の役割を果たすプロジェクト・ファシリテーターを登用したことで、英語でのコミュニケーションが困難なカウンターパート間での理解の促進や、3 県にまたがる案件運営に関する日本人専門家のロジ的負担の軽減につながり、効率性に大きく貢献した教訓が得られている。本プロジェクトにおいても、ローカル人材を活用した実施体制を検討する。

第 7 条 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。

【全体に係る業務】

（１） 業務計画書及びワーク・プランの作成

各期開始に際し、本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、アラビア語訳（仮訳）を用意し、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

（２） モニタリングシート（英文）の作成

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6 か月に 1 度の頻度でモニタリングシートを C/P と共同で作成し、JICA エジプト事務所経由で JICA 経済開発部に提出する。進捗状況を踏まえ、必要に応じて PDM 改定案、及び活動計画修正案を提案する。

（３） 合同運営委員会（Joint Steering Committee: JSC）の開催

年に 2 回以上の頻度で JSC を開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、および目標の達成度等を確認する。R/D にて合意されたメンバー構成として、農業サービスフォローアップ局、農協中央部、普及中央管理部、対外農業関係中央管理部、農業研究センター、対象県農業局等を含むこととしている。受注者は JSC の設立及び会合の開催を支援するとともに、メンバーとして同会合に参加する。

（４） 広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にエジプト及び日本の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努める。そのため、本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について定期的に配信する効果的な媒体を見極め、プロジェクト期間を通じて更新する。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。

【第1期契約期間：2023年4月～2025年7月（27ヶ月）】

（1）成果1の活動

アシュート県とミニア県では、先行プロジェクト終了後の小規模農家や農協の現状について、ソハーグ県とデルタ地域1県では小規模農家や農協の実態について、対象県カウンターパート（C/P）が主体となって分析を行い、その結果を対象県やISMAP実施ユニット、女性支援ユニットと共有する。現地実態調査にあたっては、中央のC/Pを同行させることを検討する。

（2）成果2の活動

成果1の分析結果をふまえて優先課題を特定し、ISMAPアプローチの既存の技術マニュアルや研修教材を改訂する。また、対象県で対象小規模農家を選定後、小規模農家と女性向けの一連の活動⁷をISMAPアプローチにより実施する。さらに普及員と農業協同組合職員を研修講師として育成し、小規模農家と女性に対する農業技術研修を行う。なお、研修の実施規模としては、本プロジェクト期間全体で各県対象10村程度、各村20農家程度、1サイクル研修4回程度を想定して積算する。なお、先行案件介入地域の内、アシュート県では、先行案件終了以降も県のISMAPユニットが研修・普及活動を継続して実施していることから、農家への普及活動から開始することができると思われる。一方、ミニア県では先行案件終了以降活動が停滞していたことから、新規介入県同様、ISMAPユニットに対する研修から実施する必要がある。

（3）成果3の活動

対象県ISMAP実施ユニットが、関係機関や関係プログラムからの予算獲得に向けてISMAPアプローチの経験・教訓共有のためのワークショップを年2回以上行い、農業普及計画と予算を毎年策定・実施することを支援する。また、CAACのISMAP実施ユニットと女性支援ユニットが、ISMAPアプローチの普及計画を毎年策定することを支援する。

（4）成果4の活動

農業土地開拓省がISMAPアプローチの広報活動を推進し、同アプローチの経験・教訓を国内の関係者向けに共有することを支援する。また中東や近隣諸国向けに、同アプローチの経験・教訓を広めるための研修やワークショップを行う。

特に、エジプト及びJICA本部関係者と協議の上、毎年（本プロジェクト期間において4回）、SHEP課題別研修の在外補完研修を受け入れ、連続してSHEP国際ワークショップを開催する。同研修については、研修員15名程度、5日間の行程を想定。また、同ワークショップについては、2019年度及び2022年度に実施済。主な対象者としては、エジプト、パレスチナ、モロッコ、スーダンからの関係者計80名、2日間の行程を想定。受注者は会場、宿泊先、移動手段の手配を行うが、航空券及び保険の手配については発注者が行う。

【第2期契約期間）：2025年8月～2027年10月（27ヶ月）】

⁷ 農業ビジネスダイアログ、市場調査、営農計画に関する研修、ベースライン調査、営農計画フォローアップなど

(1) 成果2の活動

第一期契約時に実施した小規模農家と女性向けの一連の活動で得られた教訓を踏まえ、対象地域を増やしてこれら活動を実施する。また、普及員と農業協同組合職員を研修講師として育成し、小規模農家と女性に対する農業技術研修を行う。実施規模については、上記【第1期契約期間】(2)に記載のとおり。モニタリング結果を反映し、ISMAPアプローチの改訂を最終化する。

(2) 成果3の活動

対象県ISMAP実施ユニットの予算獲得に向けたISMAPアプローチの経験・教訓共有のためのワークショップ実施、農業普及計画と予算を策定・実施を継続支援する。また、CAACのISMAP実施ユニットと女性支援ユニットが、ISMAPアプローチの普及計画を毎年策定することを継続支援する。

(3) 成果4の活動

農業土地開拓省が、ISMAPアプローチの広報活動及び国内外関係者への経験・教訓共有を主体的に行えるよう能力強化を行う。また、SHEP課題別研修在外補完研修受け入れ及び国際ワークショップの開催を支援する。規模としては上記【第1期契約期間】(4)実施時と同程度とする。

第8条 報告書等

業務の各期において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、以下のうち、プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書とする。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	第1期契約締結後10営業日以内	和文:1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン(第1期およびプロジェクト全体概要)	第1期業務開始から2か月以内	英文:1部 アラビア語:10部 簡易製本及び電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 1	現地業務開始から6か月後	電子データ (英文)
	Monitoring Sheet Ver. 2, 3	前Ver.提出から6か月ごと	電子データ (英文)
	プロジェクト事業進捗報告書 (第1期)	第1期契約履行期間の末日	和文:2部 英文:2部 アラビア語:10部 CD-R:10枚

第 2 期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	第2期契約締結後10営業日以内	和文：1部 簡易製本及び電子データ
	ワーク・プラン（第2期）	第2期業務開始から2か月以内	英文：1部 アラビア語：10部 簡易製本及び電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 4, 5, 6, 7, 8	前Ver. 提出から6か月ごと	電子データ （英文）
	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約履行期間の末日	和文：2部 英文：2部 アラビア語：10部 CD-R：10枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認を行うが、以下の内容を含むものとする。

・ワーク・プラン：プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、プロジェクト実施の基本方針、プロジェクト実施の具体的方法、プロジェクト実施体制（JSCの体制等を含む）、PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、業務フローチャート、詳細活動計画、要員計画、先方実施機関便宜供与負担事項、その他必要事項

- ・プロジェクト事業進捗報告書：活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点
- ・プロジェクト事業完了報告書：プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール（実績）、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同運営委員会開催記録
- ・Monitoring Sheet
配付資料の様式のとおり

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された研修資料やマニュアル等の各種資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第

7条に規定されているコンサルタント業務従事月報を作成して発注者に提出する。同月報には以下の内容を含むこととする。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 詳細活動計画
- 3) 業務フローチャート

(4) その他

上記提出物の他、エジプト側と行う重要な協議や、JICAとの各種協議について、JICAが必要と認め、各種報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	全国普及を念頭においた、汎用性の高い ISMAP アプローチの確立方法	第 6 条 実施方針及び留意事項 (2) ISMAP アプローチの簡素化
2	ジェンダー視点に立った活動の工夫	第 6 条 実施方針及び留意事項 (3) ジェンダー
3	ISMAP アプローチ普及に向けた外部資金の取り込み方法	第 6 条 実施方針及び留意事項 (1) エジプトのマクロ政策との整合性及び (4) 他ドナーとの連携と期待される相乗効果

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：市場志向型農業にかかる各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／SHEP アプローチ／関係機関・プログラム連携促進
- 組織強化

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 22.53 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／SHEP アプローチ／関係機関・プログラム連携促進)】

- ① 類似業務経験の分野：市場志向型農業／SHEP アプローチ
- ② 対象国及び類似地域：エジプト国及び中東地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野：組織強化】

- ① 類似業務経験の分野：組織強化
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していただきますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。
(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年4月に契約開始し、2027年10月の終了を予定しているが、契約後、エジプト政府によるセキュリティクリアランスに時間を要することが想定されていることから、現地業務開始は2023年11月を想定する。以下の通り2期に分けた業務実施を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

第1期：2023年4月～2025年7月（27か月）

第2期：2025年8月～2027年10月（27か月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 55.53人月（現地：52.03人月、国内3.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/ SHEP アプローチ／関係機関・プログラム連携促進（2号）
- ② 組織強化（3号）
- ③ 園芸栽培
- ④ ジェンダー
- ⑤ 広報

3) 渡航回数を目途 全47回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現地再委託を認める業務はありません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト フェーズ2 基本合意文書 (Record of Discussion)

2) 公開資料

- エジプト国小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト事業完了報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/807/807/807_405_1000040573.html
- サブサハラアフリカ地域の 社会開発課題解決に向けた 科学・技術・イノベーション活用促進 のための調査研究業務完了報告書 (2022年2月)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12368734.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	有無
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (*語⇄*語)	無
3	執務スペース	有カイロにあるCAAC内執務室の他、アシュート県とミニア県において執務スペースが提供される。
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	フェーズ1対象地域 (ミニア、アシュート) のISMAPユニット事務所においては、コピー機 (2機) が使用可能。一方、新規対象地域 (ソハーグ、ダカリーヤ) には本プロジェクトにて使用できる事務機器は無い。
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

JICAが定める「安全対策措置」(随時更新)の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。(2022年10月21日時点の安全対策措置は以下のとおりです)

また、JICA事務所が策定する「パレスチナ自治区・イスラエル国安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください(同マニュアルは、JICAの国別安全対策情報HP (<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) からアクセス可能です。

(参考) 安全対策措置 (2022年10月21日時点)

1) 入国前

- ・ エジプト事務所作成の「安全対策マニュアル」を事前に熟読すること。
- ・ 公用旅券使用の場合、カイロ空港での VISA on Arrival の取得はできないので必ず事前取得すること。
- ・ 在留（日超）及び短期滞在予定の関係者は（短期滞在とは 90 日以内）、入国日前日までに、エジプト事務所安全担当者との連絡を取り、安否確認のための滞在期間中に現地で連絡が取れる連絡手段を伝えるとともに、最新の現地エリア別の治安情報の提供を受け、状況の把握を行うこと。また、在留（90 日超）滞在予定の関係者は、入国後速やかに、On line または状況により対面で治安等に係るブリーフィングを受けること。

2) 入国後

- ・ エジプト国内に居住または滞在する JICA 関係者が、左記「渡航措置」の列の注意喚起地域で都市間移動を行う場合は 5 営業日前までに、JICA 事務所の本プロジェクト担当者を通じ様式国内移動届を提出すること。
 - ・ 左記「地域」の列の在外事務所長承認対象地域への渡航に際しては、エジプト事務所案件担当者を通じて事前に渡航先の治安状況を確認するとともに、7 営業日前までに国内移動届に行程（時間、場所（経緯度を含む））を記した地図を添え、承認申請を行うこと。
- ※上記の全ての渡航・移動等について、事務所への連絡が上記期限を過ぎた場合は、渡航を認めない場合がある。

3) 行動規範

<全般的な留意点>

- ・ 安全 3 原則の遵守：目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。
- ・ 危機管理意識：自分の身は自分で守る。
- ・ 治安情報を同僚・隣人、大使館、メディア等を通じ、渡航、滞在目的に合わせた情報収集を主体的に行い、安全対策に努める。JICA 事務所では、JICA 関係者の主体的情報収集を補完する目的で、E-mail と SNS (Whatsapp) を通じ、事件テロ情報等を配信。
- ・ 緊急連絡手段の確保：安否確認等のため、携帯電話もしくは固定電話に常に出られる、また、携帯電話を充電できる状態を維持する。
- ・ 銃器を所持した犯罪者に遭遇した場合、生命・身体の安全最優先、無抵抗に徹する。但し、殺害を目的としたテロリストに遭遇した場合はこの限りではない。テロリストに遭遇した場合の行動三原則：Run（逃げる）、Hide（隠れる）、Fight（戦う）。

<治安関係>

- ・ 市中で警戒中の警察官等から距離を置くほか、軍や警察関連施設、宗教施設（大きなモスクや教会）、裁判所、多くの人が集まる場（タハリール広場、駅、バスターミナル、スタジアム等）などにはできるだけ近づかない。
- ・ 観光を目的とするバス等を利用しない。欧米系高級ホテルや大規模商業施設、博物館・美術館、観光地、市場等では、出入口付近、ロビーでの滞在時間を極力短くする。特に、屋外の遺跡等の観光地（ギザの 3 大ピラミッド、サッカーやダハシュール等のピラミッド等）を訪問する際は滞在時間も最小限にする行程にすること。
- ・ 空港利用：出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

- ・ デモ、集会や群衆に遭遇した場合は平穏であると感じても決して近づくことなく、すぐに現場から離れる。

<交通安全>

- ・ 後部座席に乗る（運転手の真後ろの席が比較的安全とされている）。
- ・ シートベルトを締める。（後部座席も同様）
- ・ スピードを押えてもらうよう交渉または伝える。
- ・ 運転中の携帯電話使用を禁止させる。
- ・ 運転が荒く、危険を感じるようであれば勇気持って乗り換える（タクシーの場合）
- ・ 夜間の陸路移動は極力避ける。（23 時～4 時の間は原則不可。やむを得ない場合は事前に事務所に連絡）
- ・ 都市間移動時の交通機関は飛行機、運転手付レンタカー、大型長距離バス、鉄道、とする。マイクロバスでの都市間移動禁止。車両の運転禁止（二輪後部等への同乗を含む）。
- ・ トウクトウク（3輪バイク）の利用禁止。

<一般犯罪>

- ・ 貴重品は常時身につける。
- ・ 公共バスやミニバス（特に混在している場合）を極力利用しない。
- ・ 偽警察官に注意する。
- ・ 銀行や両替所などを出た後、周囲に怪しい人物がいないか確認する。
- ・ カバンは通行車両と反対側の手で持つようにする。
- ・ 早朝・夜間の一人歩き（特に女性、及び酒気帯び時）は避ける。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、

別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

272,854,000円（税抜）

なお、定額計上分 12,800,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額

を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	アラビア語圏 SHEP 課題別研修在外補完研修受け入れ及び国際ワークショップ開催費用	「第2章 特記仕様書案 第7条業務の内容 【第1期契約期間：2023年4月～2025年7月(27ヶ月)】 (4) 成果4の活動」及び「第2章 特記仕様書案 第7条業務の内容 【第2期契約期間)：2025年8月～2027年10月(27ヶ月)】 (3) 成果4の活動」	12,000,000円	会場借上代、参加者宿泊費・国内交通費	一般業務費	セミナー等実施関連費
2	資料等翻訳費	「第2章 特記仕様書案 第7条業務の内容 第8条 報告書等」	800,000円		一般業務費	資料等作成費

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒カイロ(エミレーツ航空)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／SHEP アプローチ／関係機関・プログラム連携促進</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>組織強化</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	